PFI市場の動向と改 正PFI法の可能性

~日本のPFI市場で期待される変化と 東日本大震災の復興への活用~

藤井 佑二

要 約

PFI (Private Finance Initiative:民間資金等活用事業)が、大きな注目を浴びている。東日本大震災では、東北地方を中心に道路などインフラが甚大な被害に遭ったが、インフラ整備の主体である国や地方公共団体といった公的主体は、膨大な債務を抱え、多額のインフラ整備を全て賄えるほどの資金的余裕がない。その中、東日本大震災と時を同じくして、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の改正法」(通称改正PFI法)が震災後に成立したことで、PFIを用いたインフラ整備を模索する動きが活発化している。改正PFI法では、公共施設等運営権の導入や民間事業者による提案制度などが認められたことで、改正前に比べて、民間事業者がノウハウを発揮しやすく、また民間事業者が資金調達を行いやすくなった。

PFIは、東日本大震災の被災地におけるインフラ整備では、復興段階での活用が考えられる。中でも、利用料金を徴収する独立採算型事業では、民間ノウハウがより活用しやすい、公共施設等運営権を使ったPFI事業の実施が望ましい。ただ、被災地では人口規模が小さく、なおかつ人口が減少している地域が多いことを考えれば、広域化や異なるインフラ事業を一括で手掛けるなどの工夫が必要になるだろう。



- 1章 はじめに
- 2章 PFIとは民間資金およびノウハウを活用した公共サービスの提供
- 3章 公的負担の限界・老朽化・担い手不足にある日本のインフラ
- 4章 日本のPFI市場における近年の動向と改正PFI法
- 5章 東日本大震災からの復興におけるPFIの活用

1章 はじめに

Private Finance Initiative(民間資金等活用事業、 以下、PFI)が、大きな注目を浴びている。東 日本大震災では、東北地方を中心に道路など各種 インフラが甚大な被害に遭ったが、インフラ整備 の主体である国や地方公共団体といった公的主体 は、膨大な債務を抱え、多額のインフラ整備を全 て賄えるほどの資金的余裕がない。その中、東日 本大震災と時を同じくして、「民間資金等の活用 による公共施設等の整備等の促進に関する法律の 改正法」(以下、改正PFI法、また改正前の法 律はPFI法、改正後の法律は改正法とする)が 震災後に成立したことで、民間資金およびノウハ ウを活用したインフラ整備を模索する動きが活発 化している。本稿では、日本のPFI市場の現状、 改正法がもたらす変化、被災地域におけるPFI の活用を中心に取り上げる。

2章 PFIとは民間資金および ノウハウを活用した公共 サービスの提供

PFIは、民間資金の導入による、公共サービスの提供を目指す概念・手法を指す。PFIでは、公共主体が単独で実施する場合と比べた、公共サービスの効率性・収益性の向上、提供する公共サービスの質向上、財政支出の軽減を目的としている。民間を活用したインフラ整備の事業形態別に、公共主体と民間の役割を示したのが図表1である。日本の場合、一部の業務だけを民間に委託する従来型業務委託、PFIなど民間と公共主体が連携する公民連携型、所有権を民間に移転する民営化の3つの事業形態が主に存在する。PFIでは、公的主体が企画をし、民間が資金調達および建設、運営および維持管理を担うのが一般的で、従来型業務委託に比べ、民間が担当する分野

図表1 インフラ整備における公的主体と民間の役割(事例)

	従来型 業務委託	PFI (公民連携)	民営化
公共サービスの企画	公	公	民
施設の所有	公	民/公	民
資金調達/建設	公	民	民
運営/維持管理	公 (一部民間の場合も)	民 (一部公共の場合も)	民
民間の収入源	作業完了に対する 公共からの支払い	業績連動型 (サービス購入型/ 独立採算型)	利用料金
プロジェクト期間(年)	1年~2年	15年~20年	-
民間の権限とリスク	低	中/高 (ただし、方法次第ではリ スク低)	高

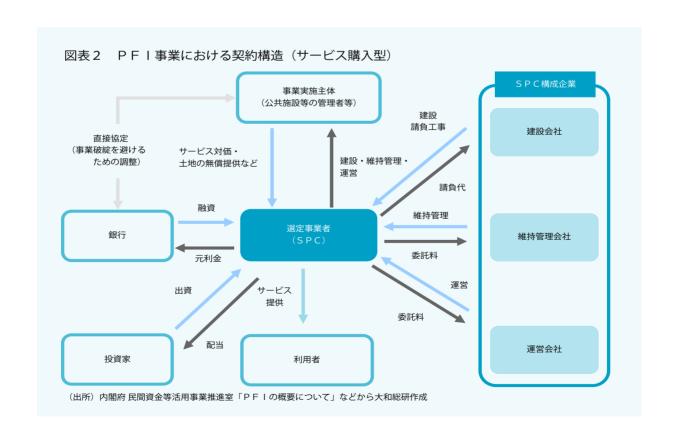
(出所) 各種資料から大和総研作成

が広く、期間が長期にわたる。一方で、民営化と 比べると、企画や施設の所有における公的主体の 関与が相対的に強い。

民間事業者の収入源は、提供する公共サービスに対する対価だが、支払う主体に応じ、主にサービス購入型、独立採算型、混合型に分類できる。サービス購入型は、公的主体が民間事業者に料金を支払い、独立採算型では民間利用者の利用料金、混合型では公共および民間利用者からの料金を組み合わせる。通常、対価は、サービス購入型でも独立採算型でも、民間事業者の提供するサービスに応じて、支払いが連動する仕組みを採用するのが一般的である。

PFIでは、公共サービスの最終責任は、管理者である公的主体が担い、事業の実施は選定された民間事業者(特別目的会社、以下、SPC)が担う。図表2で、サービス購入型のPFI事業の

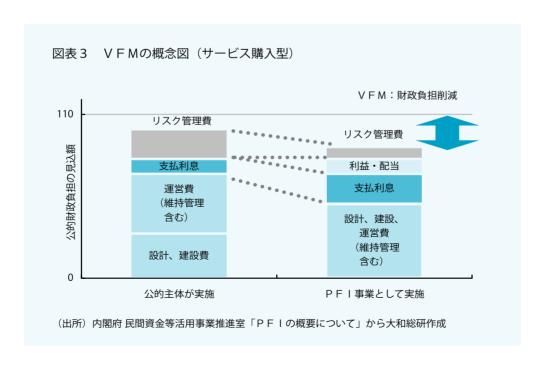
契約構造を示した。SPCは、建設や維持管理、 運営など複数の企業から構成され、各企業が建設、 維持管理、運営を担当する。資金調達は、事業の キャッシュフローのみを元利返済の原資とする プロジェクト・ファイナンスが一般的である。こ れは、業務を一つの事業に限定して、構成企業の 他の事業が当該事業のキャッシュフローに影響を 与えないようにすること、出資者が倒産した場合 の事業に支障が出ないための安定性を確保するこ と、事業自体に問題が生じた場合に責任を出資範 囲に限定することが理由である。サービス購入型 の民間事業者の収入は、公的主体が公共サービス の対価として支払う。公的主体は、金融機関との 間で直接協定を結ぶが、これはPFI事業に問題 が生じたときに、金融機関側が事業に介入する権 利を定めたものである。



PFIの特徴はVFMの導入と民間事業者の活用方法

PFIの特徴は、民間事業者により、低廉かつ 良質な公共サービスが提供されるかどうかの判断 指標として、バリュー・フォー・マネー(Value For Money、以下、VFM)の概念を導入したこ とと、民間事業者のノウハウを生かす仕組みにあ ると考える。VFMとは、公共サービスに投入し た税金に対して生み出される国民にとっての公共 サービスの価値であり、公的主体は、民間事業者 から提案される公共サービスの中で、最もVFM の高い公共サービスを選択する。図表3では、公 的主体単独で実施した事業と、サービス購入型 のPFI事業の公共サービスの質が同水準とした 場合に、VFMが高いPFI事業の公的財政負担 を概念的に示した。公的主体が単独で実施した場 合、設計・建設費、運営費、支払利息、リスク管 理費が費用としてかかるのに対し、PFI事業で 実施した場合は、設計、建設、運営費、支払利息 に加え、民間事業者の利益および出資者への配当が新たな費用として必要になる。PFI事業では、民間事業者の信用度が公共部門より低い場合が多いため、支払利息が増え、また民間事業者への利益や配当が新たな負担になるが、VFMが高いPFI事業は、民間事業者のノウハウを活用することで、設計、建設、運営でのコスト負担が大きく減るため、結果として公的財政負担は減ることが想定される。仮に、公的主体単独で実施した場合とPFI事業の場合で公的財政負担額が同じ場合は、サービス水準が公的主体単独で実施した場合に比べて高いかどうかでPFI事業の実施を、公的主体が判断する。

PFI事業では、民間を活用した従来型の公共 事業よりも、一般的に民間事業者がノウハウを発 揮しやすい仕組みを築いている。例えば、事業実 施前では、公的主体と民間事業者との間における 最適なリスク配分や、入札段階における競争原理 の導入、事業実施後は、アウトプット(サービス 水準)仕様、ライフサイクル管理、公的主体と金

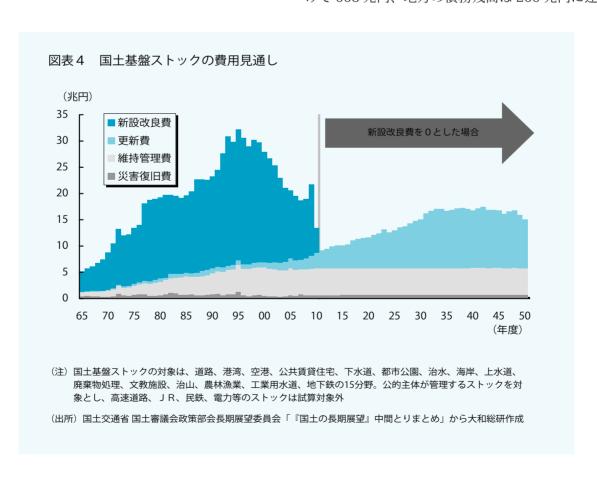


融機関によるモニタリング、成果主義による支払いなどが、民間ノウハウを生かす仕組みとして挙げられる。アウトプット仕様とは、性能発注のことを意味し、求めるサービス水準を決め、具体的な仕様の特定は必要最小限にとどめることである。また、ライフサイクル管理とは、一括発注のことを意味し、全ての業務を包括で、複数年度にわたり発注する方式を指す。従来型公共事業では、各業務を各段階で別個に発注、つまり分割で発注し、しかも発注する期間が短期であるのに対し、PFIでは複数の業務を包括で長期にわたり発注するため、各業務の相互の関連性や長期の事業期間を視野に入れて、民間事業者が創意工夫を図り、公共サービス全体での事業の最適化を図りやすくなる。

3章 公的負担の限界・老朽化・ 担い手不足にある日本のイ ンフラ

日本では、従来インフラ整備は公的主体の支出で賄われてきたが、国および地方ともに膨大な債務を抱えており、その削減が求められる中、年々公的主体による支出が難しくなっている。加えて、今後は、インフラ整備の費用が増えるとともに、インフラ整備を担う公的主体の人材が大幅に減少するという問題も抱えている。

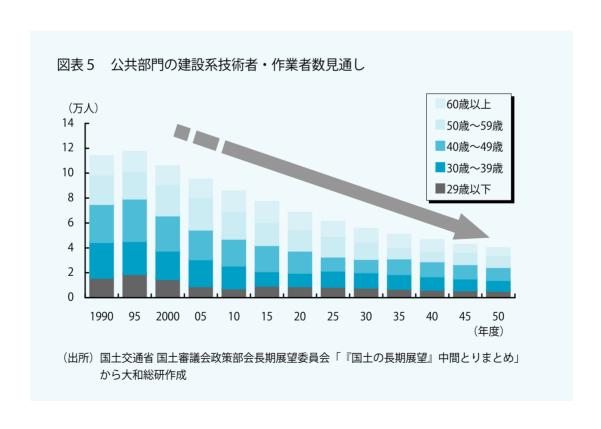
公的主体の債務残高は、長引く景気低迷により、税収が伸び悩む一方、高齢化による社会保障関係費の増加などにより、一貫して増加しており、2011年度における国の債務残高は、普通国債だけで668兆円、地方の債務残高は200兆円に達



する見込みである。一方、インフラ整備は、過去 に整備したインフラの整備費用が今後大きく増加 する見通しである。国土交通省の国土審議会政 策部会が今年2月にまとめた「『国土の長期展望』 中間とりまとめ」によると、国土基盤ストック1 の新設改良費、更新費、維持管理費、災害復旧費は、 2011年以降の新設改良費を0とし、今後耐用年 数を迎える構造物を同一規格で更新するとした場 合、更新費が2010年の約3兆円から、20年に 約6兆円、30年に約9兆円と、20年後に3倍に 膨らむ見通しである(図表4)。新設改良費の削 減にも限界があり、そのため、全体としてインフ ラに費やす費用は増えていくと予想される。また、 同中間とりまとめによれば、国土基盤ストックの 維持管理を担う公的主体の建設系技術者および作 業者の数は、既に高齢化が進み、1995年の11.6 万人をピークに大幅に減少する見通しである。見通しでは、2010年では8.5万人だが、20年には6.8万、30年には5.5万人と、1995年の半分以下の水準となる(図表5)。

4章 日本のPFI市場における 近年の動向と改正PFI法

日本では、1999年にPFI法が成立し、その後PFI事業が全国で実施されてきた。PFI事業は、99年以降、事業数および金額ともに増加したものの、近年は伸び悩んでいる。背景には、民間事業者がノウハウを発揮しにくいことがある。改正法は、これらの問題に対処するため、より民間資金とノウハウが活用しやすい仕組みを目指している。



¹⁾ 国土基盤ストックは、道路、港湾、空港、公共賃貸住宅、下水道、都市公園、治水、海岸、上水道、廃棄物処理、 文教施設、治山、農林漁業、工業用水道、地下鉄の15分野。公的主体が管理するストックを対象とし、高速道路、JR、 民鉄、電力等のストックは試算対象外。

1. 事業数、事業費の伸びが近年鈍化している日本のPFI市場

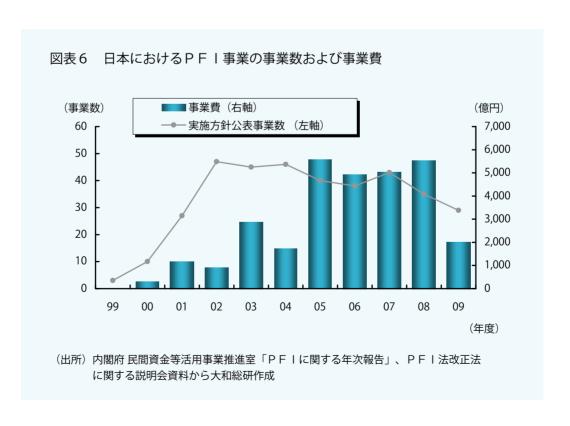
PFI法は、民間の資金、経営能力および技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、国民経済の発展に寄与することを目的としている。PFI法は、具体的にはPFI事業を実施する際の手続きを記した法律で、国や地方公共団体など公共施設の管理者が、特定事業の実施に関する方針(実施方針)を定めた後、特定事業の選定、民間事業者の選定などを行うことを定めている。特定事業とは、公共施設等の整備等(公共施設等の建設、製造、改修、維持管理もしくは運営またはこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む)に関する事業で、民間の資金、経営能力および技術的能力を活用するこ

とにより効率的かつ効果的に実施される事業を指す。また、公共施設等の対象は、道路や鉄道、港湾、庁舎、賃貸住宅、情報通信施設、船舶、人工衛星などが含まれる。

PFI事業の事業費は、2005年度から08年度まで年間約5,000億円で横ばいだったが、09年度は、1,000億円超の大規模事業がなかったこともあり、大幅に減少した(図表6)。また、1999年度のPFI法施行以降の累計で見ると、増加は続いているものの、近年は伸びが鈍化しており、2010年末時点で375事業、事業費は3.0兆円となる。事業数、事業費の集計対象は、事業費が公開され、内閣府が把握できる事業だけが対象となる。

2. 日本のPFI市場が抱える問題点

日本のPFI市場が近年頭打ちにある背景には、民間事業者がノウハウを発揮できず、民間事

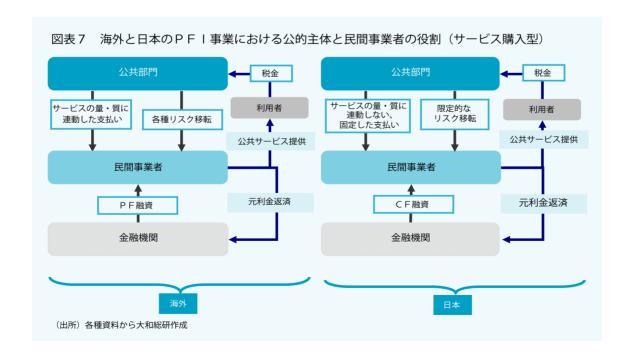


業者にとって P F I 事業に参加する利点が小さいことがある。そして、その理由には、①公的主体から民間への限定的なリスク移転、②民間事業者の参加を阻む法律の問題、③融資における担保の問題——が考えられる。

- ①公的主体の問題は、入札時にあらかじめ仕様を決めてしまい、またサービスの質に関係なく、対価の支払いを固定にすることなどが挙げられる。背景には、公的主体が自ら認可したPFI事業が事業途中で頓挫することを避けたいこと、あらかじめ仕様を決めた方が事業実施前までにかかる時間と費用が少ないこと、民間企業に対する不信感がある。
- ②法律上の問題には、公物管理規制の存在が挙 げられる。公物管理規制とは、国有財産法、 地方自治法などの公的主体の財産管理に関す る一般法規と、下水道法といった個別の公益 事業規制法の中で前提として存在する、「公 物は基本的に公共主体だけが運営できる」と いう考え方を指す。例えば、道路法の下では、

- 一定の業務を民間に委託できるが、その範囲 は事実行為と呼ばれる、清掃や除草、料金徴 収など定型的な業務に限定されている。 P F I 法は、道路法や空港法など個別の法律に優 先する法律ではないため、個別の法律の制約 を受けてしまい、民間事業者がノウハウを発 揮する余地を狭めている。
- ③金融機関が融資を実行する際の担保の問題は、民間事業者が公的主体に代わり、公的サービスを提供する際の地位に、財産性がないことである。そのため、民間事業者の地位は、融資を受ける際の担保にならず、金融機関が事業介入することが容易でないため、資金調達を実施する際の障害となっており、金融機関が融資する際に事業への出資者の担保を求める、あるいはできるだけリスクを回避した事業形態を求める傾向が強い。

図表7では、海外と日本のサービス購入型のP F I 事業における公的主体、民間事業者、金融機 関の関係を比べた。海外では、公的主体が建設リ



スクなどを民間事業者に移転し、民間事業者が事 業期間中に施設を所有しながら、運営を実施し、 運営期間終了後に公的主体に施設を移転する、B OT²方式を採用する事例が多い。公的主体は、 サービスの質や量に応じた支払いを実行し、金融 機関は、プロジェクト・ファイナンスによる融資 を実行する。一方、日本のPFI事業では、BT O³方式が多く、建設が完了した段階で、民間事 業者が施設を公的主体に売却し、収益を確定させ てしまう。公的主体による運用期間中の支払いも、 サービスの質や量に連動せず、固定した金額での 支払いが多い。そして、金融機関は、SPCに出 資している民間事業者に担保を求め、担保が必要 な「コーポレートファイナンス」に似た融資を実 行している。また、日本のPFI事業は、事業期 間が 15年~20年と欧米の20年~30年と比べ て短く、民間による担当業務は、設計、建設、維 持管理までで、運営部分への関与は相対的に小さ い事例が多い。

日本のPFI事業では、民間事業者がノウハウ を発揮できる余地が小さい結果、入札時に価格だ けが重視されてしまい、民間企業が利益を上げに くい事業となっている。PFI事業一件当たりの 応募社数は、減少が続いており、2000年の7件 から、09年には2件まで低下した。

3. 民間ノウハウの積極的な活用を目指 す改正PFI法

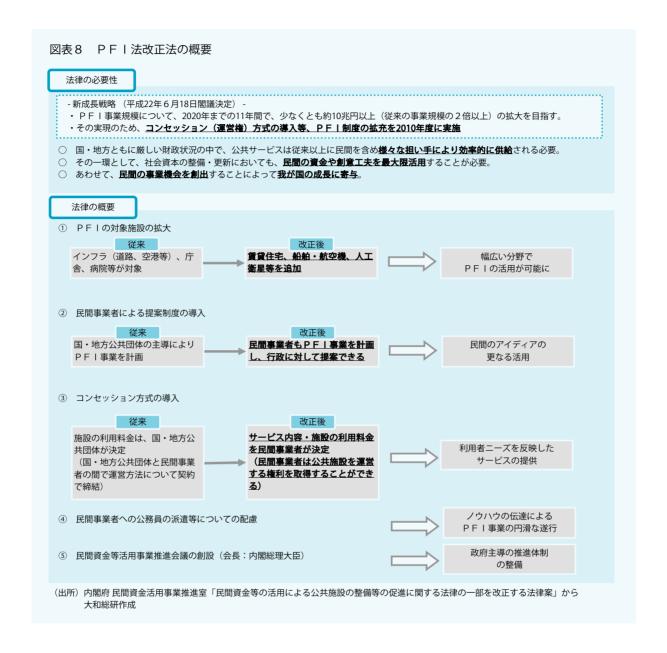
改正法では、公共施設等運営権の導入、民間事 業者による提案制度の導入など、民間事業者がノ ウハウを活用しやすい環境をつくることを目指し ており、2020年までの11年間でPFI事業の 残高を 10 兆円上積みすること、つまり 1999 年 から 2009 年までの累計額約 5 兆円 ⁴ の 2 倍の規 模の事業を実施することを目標としている(図表 8)。改正法は、民間有識者から構成される、内 閣府のPFI推進委員会が、PFI制度の諸課 題や今後の方向性として2010年5月に発表した 「中間的とりまとめ」を反映する形で、今年5月 に成立した。

公共施設等運営権は、海外ではコンセッション 方式と呼ばれるもので、地方公共団体が施設を所 有したまま、民間事業者が事業を実施する権利を 公的主体から購入し、施設の利用料を自らの収入 とする事業形態である。民間事業者は、実質的に 経営に参加できることで、改正前と比べ、民間ノ ウハウを活用できる余地が大きい。例えば、民間 事業者は、公共施設等運営権により、公的主体が 設定した事業の大枠の中で、自ら公共サービスの 需要動向やサービス水準に応じて、利用料金を変 更するなど柔軟な運営ができる。加えて、公共施 設等運営権は、改正法により、みなし物権化され たことで、抵当権の設定や運営権の譲渡が可能と なった。金融機関は、抵当権を設定することで、 PFI事業の運営がうまくいかない場合に、事業 運営への介入が容易になった。また、運営権を第 三者に譲渡できれば、事業の継続性が高まるため、 金融機関にとっては融資や投資のリスクが低下す る。そのほかに、公共施設等運営権を活用したP FI事業では、公共施設等の管理者の意向による 運営権の取り消しへの補償が定められた。これま では、民間事業者の運営に問題がなくても、公的

²⁾ Build (建設)、Operate (運営)、Transfer (移転)の略称。

³⁾ Build (建設)、Transfer (移転)、Operate (運営) の略称。

⁴⁾ 前掲図表6では、日本のPFI事業の累計残高が3兆円としているが、これはあくまで事業費を公表しているP FI事業が対象のためである。内閣府では、目標値を策定するに当たり、事業費が非公開の事業も対象として調べ たところ、合計で約5兆円になったとしている。



主体の理由で運営権の取り消しを行った場合の補償はなかったが、一定の損失には補償が付与されることになり、事業リスクの低下につながると考える。ただ、公共施設等運営権の対象となる施設は、公的主体が所有権を有している施設のうち、利用料金を徴収する施設が対象で、事業は利用料金を自らの収入として収受する独立採算型の事業

となる。また、現時点では、改正法が、公物管理 規制にどこまで優先して適用されるのかは明確でな く、公物管理規制によって民間がノウハウを発揮す る余地が依然制約される可能性は残っている。加 えて、空港、道路、産業廃棄物施設は、現時点で は公共施設等運営権の設定が困難とされている⁵。

民間事業者による提案制度は、特定事業を実施

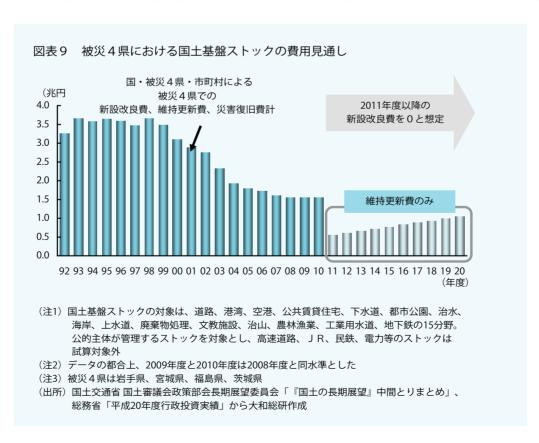
⁵⁾ 空港は、法案成立時に空港経営のあり方に関する検討会が開かれていたため、今後の空港経営のあり方の決定を待つことになった。また、道路は、現政権で道路の無料化議論が行われており、無料化した場合、コンセッションを導入する意味がなくなるため、導入が見送られた。産業廃棄物施設は、過去の歴史的経緯から、所有と運営を分離することを想定していないため、今回は適用が見送られた。

しようとする民間事業者が、特定事業の案を公的主体に提案し、提案を受けた公的主体が事業の採用・不採用を民間に通知する義務を負う制度である。これまでのPFI事業は、公的主体が企画をしていたが、PFIを実施するには企画や入札、契約面など多くのノウハウが必要であり、実際には全国の地方自治体のうち、1割程度しかPFI事業を実施したことがない。提案制度により、公的主体だけでなく、民間からの提案も認めることで、PFIの提案機会が増え、結果的にPFIの積極的な活用を促す効果が期待される。

5章 東日本大震災からの復興に おけるPFIの活用

東日本大震災の被災地域では、他の地域と同様 に、インフラ設備の老朽化、整備要員の減少、イ

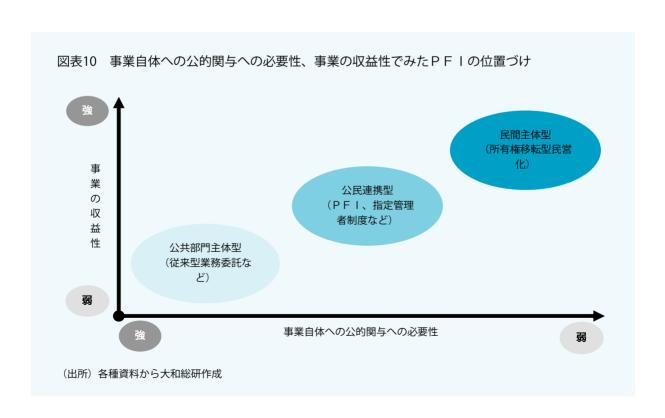
ンフラ整備への支出削減といった問題を抱えてい たが、東日本大震災により問題が一層深刻化して おり、PFIなど民間資金を使ったインフラ整備 の必要性がより高まっている。日本政策投資銀行 によれば、生活・社会インフラの推定被害額は、 岩手県、宮城県、福島県、茨城県の被災4県合 計で8.4 兆円に上る。沿岸部と内陸部に分けた場 合、沿岸部は6兆円と大きく、中でも宮城県沿岸 部(2.0兆円)、岩手県沿岸部(1.9兆円)の被害 額が大きい。福島県は、計1.9兆円の被害に遭っ ているが、被害額推計には福島第一原子力発電所 事故の影響は含まれておらず、放射線の問題で実 際には使えない施設などを含めると、さらに被害 は大きいと考える。一方、総務省の行政投資実績 を見ると、国・被災4県・各4県の市町村が、被 災4県で実施したインフラへの投資額(新設改良 費、維持更新費、災害復旧費)は、1993年度(3.7



兆円)をピークに、減少が続き、2008年度では合計 1.5兆円となる(図表 9)。このうち、維持更新費は、5,000億円前後と推測されることから、新設改良費に支出できる金額は年間約 1兆円と考える。日本政策投資銀行の推定被害額と総務省の行政投資実績では、対象とするインフラが異なるが、単純に新設改良費と比べると、生活・社会インフラの被害額は、8.4年分にも相当し大きな負担となる可能性が高い。加えて、今後は維持更新費が増える見通しのため、新設改良費への支出が、より難しくなる。

被災地域でのPFIの適用は、被災地域の将来的な地域の姿に不確定要素が大きいこと、事業採算性の精査や契約などにPFI事業は時間がかかることを考えれば、復旧の段階での実施は難しく、復興の段階で検討することになると予想する。その際、PFIは、あくまでインフラ整備における一つの選択肢にすぎないため、事業自体への公的

主体による関与の必要性や、事業としての採算性 を考慮しながら、従来型業務委託、指定管理者 制度、市場化テストと比べた上で、PFIの適用 可否を判断することが重要である。PFIは、民 間単独では収益性が十分でない事業や、公共性や 安全上の理由から公共による所有が求められるも のの、運営に関しては民間に任せても問題ない事 業などが対象となり、従来型業務委託や民営化と は公的関与の必要性や事業の収益性は異なる(図 表10)。また、PFIと同様の制度として、指 定管理者制度が存在する。指定管理者制度とは、 2003年に地方自治法の改正により創設された制 度で、従来、県の出資法人や公共的団体のみが行 うことができた公の施設の管理を、民間事業者や 非営利団体などを含めた法人・団体に委ねること を可能にした制度である。指定管理者制度は、P F I 同様に、民間事業者による運営への関与を一 定程度認めた制度であるが、PFI法と違い、実



施方針の公表や特定事業の選定といった手続きが 不要なため、小規模で短期間の運営を行うような 場合には、手間やコストの観点から指定管理者制 度の方が適切な場合も存在すると考える。

PFI事業を選択した場合は、改正法で可能になった公共施設等運営権を使った場合と、従来型のPFI事業を使った2種類のPFI事業が考えられるが、利用料金を徴収できる事業では、民間事業者にとっては、ノウハウの活用や資金調達という点で、公共施設等運営権を使ったPFI事業を実施することが望ましい(図表11)。公共施設等運営権事業の場合、道路や堤防など施設に対する利用料金が徴収しにくい事業では適用が難しい

が、港湾や鉄道、賃貸住宅など利用料を徴収する 事業では、積極的に活用することが望まれる。た だ、被災地域は、人口規模が小さく、人口が減 少している地域も多いため、PFI事業の採算性 を確保するために、広域化などの工夫が求められ る。また、個別のインフラ事業だけでなく、例え ば下水道整備と道路整備は同じ場所で実施される ため、一つの事業体としてまとめて実施するなど、 対象範囲を包括で民間事業者に発注するといった 工夫も有効になると考える。



[著者]——

藤井 佑二 (ふじい ゆうじ)



資本市場調査部 金融調査課 研究員 担当は、金融・資本市場、 オルタナティブ投資